



外資系銀行と保険会社に対する中国市場への参入条件の緩和

背景

金融業の対外開放のさらなる拡大を図るため、中国国務院は、2019年9月30日付けで国務院令第720号『中華人民共和国外資保険会社管理条例』および「中華人民共和国外資銀行管理条例」の改定に関する国務院の決定』を公布した。同決定は、公布日である2019年9月30日より施行された。

これまで中国における対外開放は、製造業を中心に進められてきたが、近年、サービス業においても本格化している。中でも金融業の対外開放は、新たな焦点となっている。今回の措置は、市場の予想を超えたものであり、対外開放を通じて金融改革を加速させるという政府の決意を示している一方で、外国の金融機関が待ち望んでいる中国ビジネスの拡大のきっかけになる。

主な変更内容

改定後の外資保険会社管理条例の主な変更点は以下の通りである。

- 1 外国保険グループ会社による中国国内での外資系保険会社の設立を認可する。これまで中国で設立された外国保険機構はすべて外国保険グループ傘下の同形態の子会社によって設立されたものである。
- 2 外資系保険会社の設立を申請する外国保険会社に対して「30年以上の保険事業経営年数」と「中国国内における代表機構を設立してから2年以上経過」の要件を撤廃する。
- 3 海外金融機関による外資系保険会社への出資を認可する。

改定後の外資銀行管理条例の主な変更点は以下の通りである。

- 1 外資独資銀行の出資者、中外合併銀行の外資側株主、中国国内に支店を設立する外国銀行に対し、「設立申請年度の前年度末の総資産額が200億米ドルを下回ってはならない」という要件を撤廃する。
- 2 外国銀行が中国国内で外資独資銀行と外国銀行の支店を同時に設立する、又は中外合併銀行と外国銀行の支店を同時に設立することを認可する。
- 3 外資独資銀行、中外合併銀行、外国銀行支店の業務範囲を拡大し、「政府債の代理発行、代理換金、引受、および受取・支払代理」業務の展開を認可する。
- 4 外国銀行の支店が中国国内住民から受け入れる定期預金の下限を従来の1件当たり100万元から50万元までに引き下げる。

- 5 外資系銀行の営業性機構が許可された経営範囲内で人民元業務を行う場合、国務院銀行業監督管理機構からの承認は不要となる。なお、国務院銀行業監督管理機構が定める健全性条件は依然として満たす必要がある。
- 6 外国銀行支店は、国務院銀行業監督管理機構の規定に従い、一定比率の有利子資産を保有しなければならない。従来の30%の有利子資産保有比率を緩和する。具体的な比例は国務院銀行業監督管理機構が定めるものとする。
- 7 自己資本比率が持続的に所在国・地域の金融監督管理当局および国務院銀行業監督管理機構の規定に合致する外国銀行の支店には、「人民元建ての営業運転資金に準備金等を加えた自己資本につき、人民元建てリスク資産の 8%以上の維持」という規制適用を免除する。

私共の所見

今回の条例改定は、主に外資系銀行、外資系保険機構の中国市場への参入条件、業務範囲（運営条件を含む）および監督管理プロセス等に対するものであり、株主の総資産、株主の種類、経営期間等に対する制限を撤廃した。外資系銀行の業務範囲を拡大し、銀行業や保険業の対外開放レベルを大幅に広げることで、より多くの外国金融機関が中国に投資して保険機構や銀行の設立を招致する。

しかし、注意すべき点は、銀行や保険分野の対外開放とともに、監督管理や税務環境は依然として複雑である。監督管理の面において、外資系銀行の営業性機構が認可された経営範囲内で人民元業務を行う場合、国務院銀行業監督管理機構からの承認は不要になるものの、国務院銀行業監督管理機構が定めた健全性条件を満たさなければならない。また、外国銀行支店が保有する有利子資産の比率は、国務院銀行業監督管理機構の規定に従う。外資系金融機関にとっては、中国市場の参入に対する制約が緩和された一方で、中国国内における経営がより厳しい監督管理環境に直面するだろう。税務上、税制を適用する際に、いくつかの業務において依然として複雑性と不確実性が存在する。

- 関連者間取引の価格設定。不適正な関連者間取引の価格設定により税務機関から特別納税調整の調査対象となるリスクを低減するため、いかに合理的に関連者間取引価格政策を制定し、企業グループ内各社への料金請求と関連役務提供者からの役務受入に係る料金を設定するか。とりわけ、外資系保険会社の支社と外資系銀行の支店に特有の本部管理費の中国における税務処理は（関連費用の配賦比率、企業所得税の税引前控除要件、本部のための源泉徴収税額および送金届出の方法（役務に係る料金またはロイヤリティ）など一連の問題を含む）、実務上ケースバイケースで判断する必要がある。
- 特定の金融商品への増値税の適用。例えば、銀行が通常の定期預金よりも収益率の高い預金商品を提供する。銀行は、金融商品にデリバティブ商品を組み入れることで、他のハイリスク金融商品のようなリターンを期待するとともに、投資家に対して普通預金と同様に元本保証を提供する。このような仕組預金を銀行預金と見なして、それによって生じる預金利息に対して増値税を課さないべきかどうか。あるいはこのような商品を「固定利益や保証利益」を提供する商品と見なして、投資リターンを貸付金サービスの利息として増値税を課すべきかという問題が生じる。近日、中国銀行保険監督管理委員会は、「商業銀行の仕組預金業務のさらなる規範化に関する通知」を発表し、仕組預金を財務諸表の中に組み入れることを定めた。これにより、関連処理がより複雑になる可能性がある。
- 再保険業務の増値税免税問題。中国の保険機構は、外国保険会社に提供する再保険サービスに係る増値税が免除されるため、実務において、中国の保険会社がこのような優遇税制を享受できるよう海外再保険契約を適切に調整することが重要である。

(MUFG BK 中国月報 2020 年 1 月号に掲載)

Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国

税務パートナー

徐 潔 (Jie Xu)

中国上海市静安区南京西路 1266 号恒隆広場第二期 29F

Tel: +86-21-2212-3678

E-mail: jie.xu@kpmg.com